R05-21　令和５年度版　よくわかる農家の青色申告　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税目等 | 項　　　目 | 改訂概要 |
|  | 令和５年度税制改正事項 | ・令和４年１２月の「令和５年度税制改正事項」（農林水産省）を更新 |
| 第１章青色申告制度のあらまし | １　農業所得申告納税の現状（１）青色申告と白色申告２　青色申告のすすめ３ 青色申告制度の主な特典　（５）純損失の繰越控除または繰戻しによる還付①純損失の繰越控除 | ・白色申告者の申告方法の経過説明を見直し（いわゆる農業所得標準を用いた申告に変更）・表「申告別所得税と住民税の計算例（令和５年分）」で、旧版「備考」を「条件設定」に変更し、下段から上段に移動・旧版「７つの特典」を「多くの特典」に変更し、「家事関連費の必要経費算入」の項目及び説明を削除・令和５年度税制改正により創設された特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失に係る純損失の繰越し等の制度改正の内容を追加 |
| 第２章青色申告の手続き | １　青色申告の承認申請（１）新規に農業を始めた時や廃止した時の手続き４　現金主義による所得計算の特例の届出 | ・「②経営移譲等で事業（農業）を廃止した時」の説明で、「所得税の青色申告の取りやめ届出書」の提出期限（翌年の３月15日まで）等を追加・枠囲み「記載例のデータについて」の経営主・専従者・被扶養者の生年月日を更新、専従者は年齢を追加し、給与月額及び給与総額を引き上げ、国民年金保険料を更新（月額を追加）、退職金制度の活用で新たに専従者３人を中小企業退職金共済制度に加入・各種様式の申請・提出年月日、申請者の生年月日、青色事業専従者給与の金額等を更新 |
| 第３章青色事業専従者給与所得の源泉徴収と納付 | １　青色事業専従者給与所得の源泉徴収の仕方　（２）給与所得の源泉徴収税額表の使用区分（３）源泉徴収税額の求め方（税額表の見方）２　源泉所得税の納付（３）所得税徴収高計算書（納付書）の記入の仕方と納付３　年末調整　（３）年末調整の仕方（４）所得税徴収高計算書（納付書）の記入の仕方と納付４　源泉徴収票（給与支払報告書）の作成・交付および給与支払報告書（総括表）、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出（１）「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の留意点と記入の仕方（２）「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の記入の仕方 | ・様式「令和５年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式及び年次を更新・「①給与（月給）の税額の求め方」の設例で、青色事業専従者（長男）に支払う給与を引上げ（150,000円→200,000円）、「給与所得の源泉徴収税額表（令和５年分）」の月額表を更新（１枚目（一）→２枚目（二））、「給与の支払い方」の給与額及び源泉徴収税額を更新・「②賞与（ボーナス）の税額の求め方」の冒頭説明を見直し、青色事業専従者（長男）に支払う賞与を引上げ（150,000円→200,000円）、「令和５年分　給与所得に対する源泉徴収簿」の様式及び総支給金額・算出税額等を更新・設例の給与額、賞与、税額、支給額を引上げ、支払日及び「領収済通知書」の金額等を更新・様式「令和５年分給与所得に対する源泉徴収簿」の様式及び金額を更新・設例の給与額、賞与、税額、支給額を引上げ、支払日及び「領収済通知書」の金額等を更新・「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の枚数変更（３枚複写→２枚複写）、給与等の金額が500万円を超える場合の枚数変更（４枚複写→３枚複写）・「給与支払報告書（個人別明細書）」「令和５年分給与所得の源泉徴収票」「令和５年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」「令和５年分給与所得者の保険料控除申告書」の数値等を更新 |
| 第４章簿記記帳の実務 | １　簿記記帳に当たって （１）記帳の心得 （３）記帳の準備２ 所得の種類と内容（１）事業（農業）所得の内容（２）事業（農業）以外の所得の内容３　年末における決算準備（補正と決算）　（８）減価償却費の計算と経費計上　（９）損益計算書（所得税青色申告決算書）の作成 | ・②に「電子帳簿保存法による電子データ保存」の説明及び「電子帳簿等保存制度特設サイト（国税庁ＨＰ）」の二次元コードを追加・⑤減価償却資産の有高のⅱ構築物にビニールハウスを追加し、ビニールハウスの耐用年数等の参照頁についての注釈追加・「③必要経費」のⅰ「生産原価」の項目で、自動車税の内訳変更（取得税・重量税→環境性能割・種別割）、消費税及び地方消費税を追加・「③必要経費」のⅱ「販売・管理費」の項目で「中小企業退職金共済制度」の掛金は全額が必要経費（退職金共済掛金等）となる旨の注釈を追加・「⑦配当所得」の項目で、（注１）ロの説明を見直し・「⑨雑所得」の項目に「副業に係る所得（原稿料やシェアリングエコノミーに係る所得など）」を追加・「⑧農業経営基盤強化準備金（措法24の２）および農用地等を取得した場合の課税の特例（措法24の３）」の項目のイで、対象となる認定農業者・認定新規就農者として「地域計画において農業を担う者（地域計画が策定されていない場合は人・農地プランの中心経営体）として位置付けられている」との説明に変更・同項目のロで、農業用固定資産の例示を見直し（農用地、農業用建物・機械等→農用地、30万円以上の農業用建物・機械等）・「⑨「特別償却」と「割増償却」」のⅲ「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却または税額控除」（中小企業投資促進税制）（措法10の３）の適用期限を延長（令和５年（2023年）３月31日→令和７年（2025年）３月31日）、また、特例を受けられる対象者、特別償却・税額控除の場合の手続き及び表「対象設備」を追加・「令和５年分所得税青色申告決算書（農業所得用）」の損益計算書の経費科目で「乳牛除却損」を雑費に含め、「退職金共済掛金」に変更、「Ａ 収入金額の内訳」の特殊施設の記載を変更（温室きゅうり→温室トマト）、「Ｅ 減価償却費の計算」にパソコン追加、貸借対照表の資産の部に「経営保険積立金」の科目追加、損益計算書及び貸借対照表等の各数値を更新 |
| 第５章確定申告書の作成と納税 | ２　確定申告書の作成（様式は申告書〔令和４年分以降用〕を使用しています） （１）住所および氏名等の記入　（２）所得金額の計算　（３）所得から差し引かれる金額の計算（６）税額から差し引かれる金額３　申告書の提出４　所得税の納税 | ・冒頭説明を「確定申告書は、令和５年１月から「確定申告書Ａ・Ｂ」の区分が廃止され、確定申告書Ｂ（名称は単に「確定申告書」という）に一本化されている」旨に変更・枠囲み「記載例に使用したデータ」の各種支払額で、国民健康保険料及び国民年金保険料の金額見直し・「④「現在の住所」欄」の説明を見直し・「⑪「振替納税希望」欄」の説明を追加・「①事業所得（農業所得）・不動産所得」の項目で、確定申告書記入例（収入金額等、所得金額等）の金額更新・「①社会保険料控除」の項目で、様式を更新の上、「小規模企業共済」の記入例を追加、また、農業者年金保険料が全額社会保険料控除となる旨の説明を追加・「②小規模企業共済等掛金控除」の項目で、様式を更新の上、「国民健康保険、国民年金、農業者年金」の記入例を追加（上記「①社会保険料控除」の様式と合わせる）・「⑤-３ 障害者控除」の項目で、用語を見直し（控除対象配偶者→同一生計配偶者）・上記に関連して用語説明を追加（同一生計配偶者、控除対象配偶者、扶養親族、控除対象扶養親族）・「⑥-１ 配偶者や親族に関する事項」「⑥-２　配偶者特別控除」の項目で、用語を見直し（給与所得者→申告者）・「⑥-３ 扶養控除」の項目で、表「「扶養控除」プラス「障害者控除」の控除額の表」の（注）の年次を更新・「②住宅借入金等特別控除」の項目で、「住宅借入金等特別控除」及び「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の説明及び国税庁ホームページ（二次元コード）を追加・「④住宅耐震改修特別控除等」の項目及び説明を追加・確定申告書の記入例（税金の計算、その他等）の様式及び金額を更新・「申告額が少なかったとき」の項目で、説明を見直し（税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をした場合、過少申告加算税はかからない旨に変更）・「②口座振替による納付」の項目で、所得税の振替年月日を更新・確定申告書（第一表、第二表）の様式、年次及び金額を更新・枠囲み「肉用牛の売却による農業所得の課税の特例とは」の「（5） 特例措置の適用期限」を更新（令和５年分→令和８年分）・「（例）肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に該当する場合」の記入例で、確定申告書（第二表）を追加 |
| 第６章消費税の概要 | 冒頭／インボイス制度関連３　消費税の課税・納付の流れ５　消費税がかからない取引８　事業者免税点制度12　納付税額の計算方法13　帳簿および請求書等の記載事項と保存義務14　消費税の申告・納付 | ・標題変更（事業者登録の申請手続きは令和５年３月31日までに！→開始日から登録事業者となるには前日（９月30日）までに申請手続を！）・注釈（※）を追加（制度開始後６年間は、一定割合の仕入税額控除を認める経過措置、及び一定規模以下の事業者の少額の課税仕入れにインボイスの保存を求めない特例）・「課税事業者となるか否か、総合的に判断を」の説明（枠内）ア）で、「売上税額の２割を納付すれば良い」とする特例（２割特例）の適用を受ける事業者の場合はインボイスを発行する必要が無いことを追加・同上の説明イ）で、「「媒介者交付特例」は、生産者と直売所開設者の双方が適格請求書発行事業者であることが要件」を追加・「（参考）農事組合法人や任意組合の組合員（構成員）等の留意点」の項目を設け、インボイス制度導入後は個々の組合員が「適格請求書発行事業者」にならなければ仕入税額控除が認められない旨の説明追加・「課税事業者の選択特例　経過期間は６年間」の項目で、（免税事業者が令和５年10月１日を過ぎて登録を受ける場合には）「登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載し、その日が登録日となる」との説明を追加・上記項目で、「課税期間の初日から登録を受ける場合等の申請書の提出期限」及び「翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限」の説明を追加・流れ図（原材料の製造から商品の販売、流通、消費に至る過程）の注釈に「各事業者とも消費税課税事業者であることを前提にしている」との説明を追加・「免税取引」の項目で、「その輸出などの免税取引のために行った課税仕入れについては、原則として仕入れに係る消費税額を控除することができる」との説明を追加・基準期間等の年次を更新・旧版の説明に小見出しを付けて整理し、３項目（（１）納付税額の計算の基本、（２）インボイス制度実施後の税額計算、（３）一般課税と簡易課税）に分けて説明・上記のうち追加した（２）インボイス制度実施後の税額計算では、「インボイス制度における税額計算の方法と適用関係のイメージ」に加え、「経過措置と特例」（①免税事業者等からの仕入れに係る６年間の経過措置、②免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の「２割特例」、③一定規模以下の事業者の「少額特例」）について説明・令和５年９月30日まで適用される「区分記載請求書等保存方式」の記載事項に加え、令和５年10月１日より開始される「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の記載事項を追加・なお書き「適格請求書の交付が困難なため交付義務が免除される事項」及び「一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる事項」を追加・申告所得税と同様の納付方法５つ（①金融機関または税務署の窓口、②口座振替、③コンビニエンスストア、④ｅ-Tax、⑤クレジットカード）を追加 |
| 第７章その他 | １　減価償却資産の耐用年数（抄）（４）器具および備品（別表第一）及び（５）機械および装置（別表第二） | ・耐用年数「平成20年まで」「平成20年～」の区分を削除し、現行の耐用年数に一本化・「旧別表第七（農林業用減価償却資産）」を削除 |

※）上記の他にも様式・年次の更新や表記の見直し等を行っています。